別冊

補償のあらまし
重要事項説明書

2026年12月開始用
（硬式･軟式　共通）

【補償の内容】

■ 賠償責任保険（施設賠償責任保険）

保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払方法	保険金をお支払いできない主な場合
日本国内で行われる記名被保険者管理下の硬式・軟式野球部の練習および練習試合（公式戦を除く）に起因し、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（法律上の損害賠償金（治療費・慰謝料など）、求償権保全・行使費用／損害防止軽減費用、緊急措置費用、争訟費用、協力費用）に対して保険金をお支払いします。 次のような損害賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。 ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用などの争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送など緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	左記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 左記②~⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。 ※保険契約者または被保険者が申告した部員数（2026年5月末時点）に基づいて保険料を算出します。保険期間中の部員数の増減による精算は、原則として行いません。なお、当会社はご申告いただいた部員数が実際の部員数に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。	●被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しない他人の身体の障害または財物の損壊 ●保険契約者・被保険者の故意 ●戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮　●サイバー攻撃 ●次の賠償責任 a.記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 b.記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（aの財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任 ●航空機、自動車、原動機付自転車または施設外における船・車両（自転車など原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物の所有、使用、管理に起因する損害 ●核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ●汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 ●石綿または石綿を含む製品などの発がん性など有害な特性に起因する損害 ●医療行為など、所定の有資格者以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する損害　など *詳しくは保険約款によります。 （具体例） ・使用中のグラウンド、学校施設（校舎、体育館など）に与えた損害 ・スライディング、イレギュラーバウンド、デッドボールなどにより選手にけがをさせた

（注）他の学校のグラウンド等で練習や練習試合を行っている間の事故については、借用するグラウンド等の保険加入がある場合、借用するグラウンド等の保険で補償対象となる場合があります。
本制度に加入していない学校のグラウンド等で練習や練習試合を行っている間の事故について、法律上の賠償責任が生じないケースでは保険金支払いの対象外となることがあります。
また「2026年1月改定より施設賠の補償内容等に変更があり、「建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの侵入または吹込み」の免責事項が削除されました。

■ 傷害保険（スポーツ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険）

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。
保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払い主なする場合	保険金のお支払方法	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内において保険証券記載の団体の管理下で行う運動競技（練習中を含みます）*1中にケガ*7*8をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ*7*8 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ*7*8（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ*7*8 ●無免許運転、麻薬などを使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ*7*8 ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ*7*8 ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ*7*8 ●外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガ*7*8を治療する場合を除きます。）によるケガ*7*8 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ*7*8 ●戦争、内乱、暴動などによるケガ*2*7*8 ●核燃料物質の有害な特性などによるケガ*7*8 ●自動車などの乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行などを行っている間に生じたケガ*7*8 ●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、および野球肩など ●運動競技種目のBを行うこととして加入した被保険者（保険の対象となる方）が運動競技種目のAを行っている間に生じたケガ*7*8 ●運動競技種目のCを行うこととして加入した被保険者（保険の対象となる方）が運動競技種目のAまたはBを行っている間に生じたケガ*7*8 ●団体の管理下であるがスポーツを行っていない間のケガ*7*8 ●団体の管理下外でスポーツを行っている間のケガ*7*8　など
	後遺障害保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内において保険証券記載の団体の管理下で行う運動競技（練習中を含みます）*1中にケガ*7*8をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内において保険証券記載の団体の管理下で行う運動競技（練習中を含みます）*1中にケガ*7*8をされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガ*7*8をされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内において保険証券記載の団体の管理下で行う運動競技（練習中を含みます）*1中にケガ*7*8をされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術1回に限ります。*5	
	通院保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内において保険証券記載の団体の管理下で行う運動競技（練習中を含みます）*1中にケガ*7*8をされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含め180日を経過した後の通院に対しては通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガ*7*8をされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*6を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	

*1 上記運動競技の種目は次に掲げるものをいいます。

A	山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセール搭乗、パラグライダー搭乗
B	レスリング、ボクシング、相撲、空手、拳法、アメリカンフットボール、スキー、ホッケー、アイスホッケー、馬術、ラグビー、サッカー、硬式野球、柔道、自動車操縦、水上スキー、ワンダーホーゲル、 バイアスロン、カヌー、近代五種、合気道
C	剣道、フェンシング、自転車乗用、スケート、卓球、庭球、水泳、軟式野球、ハンドボール、射撃、バスケットボール、バレーボール、ボート、ヨット、陸上競技、重量挙、バドミントン、ゴルフ、ソフトボール、弓道、アーチェリー、体操、なぎなた、ボディビル

*2 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされておりますので、テロ行為によるケガは補償の対象となります。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定に関わらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
*3 傷の処置や抜歯などお支払いの対象外の手術があります。
*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
*5 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
*6 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。
*7 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、 有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く職業病・テニス肘・疲労骨折・椎間板ヘルニア等については、保険金のお支払対象となりませんので、ご注意ください。
*8 *7にかかわらず、スポーツ団体傷害保険におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

死亡保険金受取人について特段のお申し出がない場合は、死亡保険金受取人は被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人となります。

ご加入にあたってのご注意

【賠償責任保険の場合】
＜告知義務（ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）＞
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
＜通知義務（ご加入後に所定の事項に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務）＞
ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
＜他の保険契約などがある場合＞
この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約など」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約などで保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約などとは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約などで保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約などで支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
＜保険会社破綻時の取扱い等＞
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(＊))ま たはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社 の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののう ち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。
＜重大事由による解除について＞
以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

【傷害保険の場合】
＜告知義務（ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）＞
加入依頼書等に★付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受理権があります。）。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書などをご確認ください。）。
●他の保険契約など(*)を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
(*)「他の保険契約など」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約などの内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
＜死亡保険金受取人の指定＞
死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意を得てください。また、同意のないままにご加入された場合には保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
＜ご契約内容および事故報告内容の確認について＞
損害保険会社などの間では、傷害保険などについて不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報などにより確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、引受保険会社にお問い合わせください。

【賠償責任保険・傷害保険共通】
＜補償の重複に関するご注意＞
補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、とちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご加入後のご注意

① ご加入内容の確認・保管：加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票（Web加入システムによるお手続きの場合は加入者票をダウンロードしてください。）にてご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控など、加入内容が分かるものを保管いただきますよう、お願いいたします。Web加入システムによるお手続きの場合はWeb加入システム内のお申込み履歴より加入内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問合せください。
② ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問合せください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

事故が発生した場合

事故が発生した場合には事故の日時、場所、受傷者名、事故状況などを至急（傷害保険は30日以内に）最寄りの引受保険会社各店舗（パンフレットに記載の東京海上日動事故受付拠点一覧）までご連絡ください。
（1）賠償責任保険の場合
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要書類について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
（示談交渉サービスは行いません）
この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の同意を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
（2）傷害保険の場合
傷害保険で保険金を請求される際には、普通保険約款に規定する必要書類のほか、契約者である団体の責任者の発行する事故証明書の提出が必要となります。死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金を支払いします。
①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
②保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
③保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合には、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、＜お問い合わせ先＞までご連絡ください。
【保険金請求の際のご注意】
賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償として弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

この保険契約は公益財団法人日本高等学校野球連盟を保険契約者とし、公益財団法人日本高等学校野球連盟の構成員の皆様を被保険者とするスポーツ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険団体契約および、施設賠償責任保険団体契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利などは原則として公益財団法人日本高等学校野球連盟が有します。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
スポーツ団体傷害保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]　契約概要 **保険商品の内容をご理解いただくための事項**　注意喚起情報 **ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項**

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み　契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定　契約概要

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

（金融庁ホームページ）

4 保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

6 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務　注意喚起情報

加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記の事項が告知事項となります。

[告知事項一覧]

★：告知事項

他の保険契約等*1を締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

２ クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

３ 死亡保険金受取人

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

１ 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

２ 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

３ 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

４ 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載している保険の対象となる方の氏名（ふりがな）、所属、人数等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●死亡保険金受取人を保険の対象となる方の法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	**原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。**
1年超	**原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。**

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（Web加入システムによるお手続きの場合は加入者票をダウンロードしてください。）にてご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控など、加入内容が分かるものを保管いただきますよう、お願いいたします。（Web加入システムによるお手続きの場合はWeb加入システム内のお申込み履歴より加入内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。）ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	**一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター** 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/） **03-4332-5241**　**（全国共通）**　受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始を除きます。）

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合

引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）　**0120-720-110**
受付時間：**24時間365日**

東京海上日動火災保険株式会社

＜2025年10月1日以降始期契約用＞

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険期間
□保険の対象となる方
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法

2．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

＜2022年10月1日以降始期契約用＞

26T-000829　2026年9月作成